

## 1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	24	所管	文科	法人名	科学技術振興機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要	科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）の実施において中核的な役割を担う機関として、科学技術イノベーションで世界を牽引するための研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出の推進及び科学技術イノベーション創出のための基盤形成の促進に重点化し、効率的に科学技術振興施策を推進する。						
沿革	昭32.8 日本科学技術情報センター →（*） 昭36.7 新技術開発事業団 → 平元.10 新技術事業団 →（*） （*） → 平8.10 科学技術振興事業団 → 平15.10 独立行政法人科学技術振興機構						
中期目標期間	平成24年4月～平成29年3月（5年間）						
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員総数[官庁0B]（現役出向）（4/1時点）				7	7	7	7 [ 0 ] ( 1 )
常勤役員数				6	6	6	6
非常勤役員数				1	1	1	1
常勤職員数[官庁0B]（現役出向）（4/1時点）				1,500	1,494	1,355	1,323 [ 17 ] ( 31 )
うち間接部門				123	126	134	121
うち事業部門				1,377	1,368	1,221	1,202
非常勤職員数（官庁〇B）（4/1時点）				74 ( 4 )	78 ( 2 )	63 ( 2 )	52 ( 2 )
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）				114.4 ( 98.9 )	114.7 ( 99.5 )	116.1 ( 100.8 )	- ( - )
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）				※科学技術振興機構（JST）研究職員は全て年俸制の任期付き雇用であり対象外。			

NO.	24	所管	文科	法人名	科学技術振興機構		職員の身分	非国家公務員
		年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
		予算/決算		決算	決算	決算	当初予算	
国からの 財政支出額 の推移 (百万 円)	一般会計（百万円）			129,516	106,090	161,563	123,050	
	うち運営費交付金			102,662	104,818	110,118	122,952	
	うち施設整備費補助金			25,484	104	92	98	
	うち施設整備以外の補助金・交付金			—	—	—	—	
	うち委託費			1,370	1,168	1,353	0	
	うち出資金			—	—	50,000	0	
	東日本大震災復興特別会計（百万円）			0	0	5,581	3,354	
	うち運営費交付金			—	—	4,383	3,354	
	うち施設整備費補助金			—	—	—	0	
	うち施設整備以外の補助金・交付金			—	—	—	—	
	うち委託費			—	—	1,198	0	
	うち出資金			—	—	—	—	
	エネルギー対策特別会計（百万円）			224	185	171	0	
	うち運営費交付金			—	—	—	—	
	うち施設整備費補助金			—	—	—	—	
	うち施設整備以外の補助金・交付金			—	—	—	—	
	うち委託費			224	185	171	0	
	うち出資金			—	—	—	—	
	計			129,740	106,275	167,315	126,403	
	支出額の推移（百万円）			143,278	122,686	114,429	134,452	
	収入額の推移（百万円）			143,801	120,741	180,383	134,963	
国の財政支出/収入額（％）			90%	88%	93%	94%		
財務データ (平成24年度、百万 円)		資産合計	177,898	うち流動資産*2	73,023			
		負債合計	41,470	純資産合計	136,429	うち利益剰余金*3	△74,310	

\*1：国家公務員に準じた給与の臨時特例措置が、管理職は平成24年4月から、一般職は労働組合との交渉の影響により平成24年10月からの実施による影響

\*2：平成24年度補正予算による政府出資金及び運営費交付金の入金による増

\*3：文献情報提供勘定にて実施している科学技術文献情報提供事業において、財務会計上の整理により生じたもの（政府出資金は会計上、収益計上されず、情報基盤整備事業費によって構築された情報資産（データベース）の減価償却費は費用計上されるため、収益と費用のバランス上、損失が生じ、これが累積して会計上繰越欠損金となったもの。平成24年度 一般勘定 1,200百万円、文献情報提供勘定 △75,510百万円。）

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	24	所管	文科	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	----	-----	----------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)	
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額
科学技術イノベーション創出	<p>①事務・事業の内容 我が国が科学技術イノベーションで世界を牽引するための骨太な研究開発戦略を立案し、独創的なシーズの創出から研究成果の企業化開発に至るまでを切れ目なく推進することにより、科学技術イノベーションを創出する。</p> <p>②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 ・科学技術基本法（平成7年法律第130号） ・科学技術基本計画（平成23年8月閣議決定）</p> <p>Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 2. 震災からの復興・再生の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p> <p>Ⅲ. 我が国が直面する重要課題への対応 2. 重要課題達成のための施策の推進 4. 世界と一体化した国際活動の戦略的展開</p> <p>Ⅳ. 基礎研究及び人材育成の強化 2. 基礎研究の抜本的強化</p>	97,173	合計	159,680	(公財) がん研究会 他30法人	764 (左記31法人分) (100万円以下は除く)
			運営費交付金	100,055		
			施設整備補助金	10		
			出資金	50,000		
			受託等収入	2,365		
うち、科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略の立案 (研究開発戦略センター事業等)	うち、965	うち、57,629	国費	自己収入 開発費回収金 3,018 開発成果実施料 327 寄付金 1 雑収入 742 受託等収入 3,162	7,250	
JSTの研究開発業務等の立案に資するため、国内外の研究開発動向、社会的・経済的ニーズ等の調査・分析を行い、実施すべき科学技術課題を特定する。	うち、965					
うち、戦略的な研究開発の推進 (戦略的創造研究推進事業等)	うち、57,629					
我が国が直面する重要な課題の達成に向け、社会的・経済的ニーズを踏まえ、組織の枠を超えた時限的な研究体制（バーチャル・ネットワーク型研究所）を構築して、イノベーション志向の課題達成型基礎研究を推進する。	うち、57,629					
うち、産学が連携した研究開発成果の展開 (研究成果展開事業等)	うち、23,313					
大学等と企業との連携を通じて、大学等の研究成果の実用化を促進し、イノベーションの創出を目指す。						
科学技術基盤形成	<p>①事務・事業の内容 科学技術イノベーション創出のために必要な基盤（知識インフラ、人材インフラ、コミュニケーションインフラ）の形成を戦略的に促進する。</p> <p>②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 ・科学技術基本法（平成7年法律第130号） ・科学技術基本計画（平成23年8月閣議決定）</p> <p>Ⅳ. 基礎研究及び人材育成の強化 3. 科学技術を担う人材の育成 4. 国際水準の研究環境及び基盤の形成</p> <p>Ⅴ. 社会とともに創り進める政策の展開 2. 社会と科学技術イノベーションとの関係深化</p>	17,255	合計	20,703	(公社) 科学技術国際交流センター 他13法人	331 (左記14法人分) (100万円以下は除く)
			運営費交付金	14,447		
			施設整備補助金	82		
			受託等収入	357		
			自己収入（繰越金含む）（文献情報提供勘定） 4,678 外国人宿舍 151 日本科学未来館入場料 399 免許更新受講料 0.3 雑収入 112 受託等収入 478	5,817		

## 1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	24	所管	文科	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	----	-----	----------

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）  
〈平成24年度決算合計〉

		合計	東日本大震災復興特別会計	エネルギー対策特別会計
特別会計	法人合計（百万円）	5,752	5,581	171
	科学技術イノベーション創出	5,752	5,581	171

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	24	所管	文科	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	----	-----	----------

○組織図及び職員数（平成25年度）

平成25年度JST組織図および常勤職員数(平成25年4月1日現在)		常勤職員数	非常勤職員数	合計
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">理事長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">理事</div> </div>	経営企画部	12	0	12
	東京本部			
	総務部	37	2	39
	本部			
	人財部	33	0	33
	本部			
	経理部	30	2	32
	本部			
	研究倫理・監査室	9	0	9
	本部			
	国際科学技術部	53	2	55
	東京本部別館			
	中国総合研究交流センター	8 (内研究員4名)	0	8
	東京本部別館			
	研究開発戦略センター	35 (内研究員11名)	1	36
	東京本部別館			
	低炭素社会戦略センター	17 (内研究員9名)	0	17
	東京本部別館			
	科学技術イノベーション企画推進室	10	0	10
	東京本部別館			
	戦略研究推進部	175 (内研究員58名)	21	196
	東京本部別館			
	研究プロジェクト推進部	233 (内研究員157名)	0	233
	東京本部別館			
	環境エネルギー研究開発推進部	27 (内研究員12名)	2	29
	東京本部別館			
	社会技術研究開発センター	33 (内研究員7名)	0	33
	東京本部別館			
	再生医療研究推進部	15	2	17
	東京本部			
産学連携展開部	84	2	86	
東京本部別館				
産学基礎基盤推進部	33	0	33	
東京本部別館				
産学共同開発部	23	0	23	
東京本部別館				
JST復興促進センター	35	3	38	
JST復興促進センター				
知的財産戦略センター	66	3	69	
東京本部				
科学技術システム改革事業推進室	25	0	25	
東京本部				
研究振興支援業務室	18	0	18	
東京本部				
原子力業務室	15	1	16	
東京本部				
情報企画部	36 (内研究員2名)	1	37	
東京本部				
知識基盤情報部	45	1	46	
東京本部				
バイオサイエンスデータベースセンター	14 (内研究員7名)	0	14	
東京本部				
理数学習支援センター	57	3	60	
東京本部				
科学コミュニケーションセンター	19	1	20	
東京本部				
日本科学未来館	126 (内研究員53名)	5	131	
		1,323	52	1375

所在地  
 本部：埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル  
 東京本部：東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ  
 東京本部別館：東京都千代田区五番町7K's五番町  
 JST復興促進センター：宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング20階  
 日本科学未来館：東京都江東区青海2-3-6

No.	24	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

<p>○政策体系の中でのJSTの位置づけ 以下の政策体系の中で関連する独立行政法人の事業としてそれぞれ位置づけられている。</p> <p>政策目標7：科学技術・学術政策の総合的な推進      施策目標1：科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成（次世代人材育成事業 等）      施策目標2：イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興（研究成果展開事業 等）      施策目標4：科学技術の国際活動の戦略的推進（国際科学技術共同研究推進事業 等）</p> <p>政策目標8：基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備      施策目標2：科学技術振興のための基盤の強化（ライフサイエンスデータベース統合推進事業 等）</p> <p>政策目標9：科学技術の戦略的重点化      施策目標1：ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組（再生医療実現拠点ネットワーク事業）      施策目標2：情報通信分野の研究開発の重点的推進（科学技術情報連携・流通促進事業 等）      施策目標3：環境分野の研究開発の推進（戦略的創造研究推進事業（先端的低炭素化技術開発） 等）      施策目標8：新興・融合分野の研究開発の推進（戦略的創造研究推進事業）</p> <p>○科学技術振興機構（JST）の主な成果（平成24年度）      JSTは、科学技術イノベーションで世界を牽引するための研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出の推進及びそのための基盤形成の促進に大きく貢献している。なかでも、特筆すべき成果を挙げると以下の通り（注：その他代表的な成果については、<a href="http://www.jst.go.jp/seika/pdf/seika.pdf">http://www.jst.go.jp/seika/pdf/seika.pdf</a> を参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山中iPS細胞特別プロジェクト（平成20～24年度）研究総括の京都大学 山中伸弥教授が、2012年ノーベル生理学・医学賞を受賞した。JSTは、平成15年から山中教授の研究を一貫して支援しており、その中で2006年8月に「Cell」誌へ発表した、マウス体細胞からのiPS細胞樹立に関する論文がノーベル賞の受賞理由となっている。</li> <li>・研究成果の展開として、JSTで実施した東京工業大学 細野秀雄教授の研究成果に基づいたIGZO（酸化物半導体）薄膜トランジスタが、国内外の複数の企業にライセンス提供され、シャープ株式会社にて、IGZO 搭載液晶ディスプレイ・パネルの量産が開始された。このライセンスは、JSTがJSTと大学、企業等の特許も含めた複数の権利者が保有する特許をパッケージ化して特許群を形成し、ライセンス先候補企業との複雑な調整を行うことで実現した。</li> <li>・国際的な科学技術共同研究等の推進について、理事長をはじめとした経営層によるトップ外交を積極的に展開し、諸外国との関係構築・強化を推進するとともに、e-ASIAの正式発足及び推進、米国との連携プログラム、中国とのワークショップ共催等、具体的な国際協力活動に結実する科学技術外交上重要な成果を挙げた。また、世界各国のファンディング機関によって構成されるグローバル・リサーチ・カウンシル（GRC）において、アジア太平洋地域の意見取りまとめ等を通じた具体的貢献を果たし、ファンディング機関の国際ネットワークにおける日本のプレゼンス向上に寄与している。</li> <li>・我が国における科学技術情報に関する中枢的機関として、論文情報・研究者情報・機関情報・特許情報などの科学技術情報基盤を整備し、科学技術総合リンクセンター（J-GLOBAL）、総合電子ジャーナルプラットフォーム（J-STAGE3）を提供している。そのJ-GLOBALの利用件数は、42,555,218件（中期目標期間中の目標値3,400万件/年）、J-STAGE3の掲載論文ダウンロード件数は32,501,658件（中期目標期間中の目標値2,500万件/年）となっており、併せて、機関又は領域を越えたデータ連携を進め、オープンイノベーションに向けた新しい知識インフラの構築に向けた取組を推進した。</li> <li>・次世代の科学技術を担う人材の育成を目指し実施した「科学の甲子園」においては、第1回大会（平成23年度）から全都道府県代表参加による全国大会の開催、都道府県代表選抜への6,308名の参加（平成24年度）、民間の協働パートナー18社の参画（平成24年度）など、大会規模を拡大させるとともに、新聞報道340件（平成24年度）等多くのマスメディアに取り上げられるなど、次世代の科学技術を担う人材の育成に向けた取組を実施した。</li> </ul>
--

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

メリット：法人の長に運営面において、内部組織の新設などの柔軟な組織マネジメントや研究の進捗等に応じた柔軟な資源配分などの裁量権が制度上、付与された。

デメリット：

- ①独法制度の導入とともに、各年度及び中期目標期間毎に業務実績評価を実施する必要が生じた結果、評価に係る業務負荷が増大した。
- ②一般管理費及び事業費の合理化・効率化が毎年度一律に求められるが、科学技術イノベーション創出のために必要な基盤を形成・維持していく上で一律的に合理化・効率化することは困難である。

### ○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
文部科学省	185	独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費
文部科学省	186	独立行政法人科学技術振興機構施設整備に必要な経費
文部科学省	188	独立行政法人科学技術振興機構設備整備費補助
文部科学省	197	独立行政法人科学技術振興機構出資に必要な経費
復興庁	43	独立行政法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費（東日本大震災復興特別会計）

No.	24	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

### ○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)※	委託先
建物管理	建物管理業務等	788百万円	共立管財(株)等
システム設計・開発・運用	内部管理用OAシステム設計・開発・導入・改修・保守・運用業務等	440百万円	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)等
運送・発送	運送・発送業務等	20百万円	(株)Qカーゴ等
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)※	委託先
システム設計・開発・運用	事業用システム設計・開発・導入・改修・保守・運用業務等	3780百万円	(株)ディック・アルファ等
研究支援、制作	研究支援、研究機器、展示物制作等の保守業務等	399百万円	(株)デンネマイヤー等
会議運営	シンポジウム等運営業務等	307百万円	(株)日経ピーアール等
研修支援	次世代人材育成事業研修支援業務等	223百万円	トップツアー(株)等
番組、WEB、広告	番組制作、ウェブコンテンツ制作、広告業務等	166百万円	(株)NHKエンタープライズ等
運送・発送	運送・発送業務等	50百万円	(株)グローバルコムネット等
情報サービス等利用	情報サービス等利用料等	18百万円	ユサコ(株)等

※100万円以下は除く

No.	24	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	
（該当なし）	
② これに対する現時点での考え方	
（該当なし）	
（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	
<p><b>【物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、理化学研究所及び海洋研究開発機構】</b>  ○上記5法人については、以下の措置を実施するとともに、研究開発の特性に応じた制度が構築されることに併せて統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。</p> <p>○科学技術振興機構については、業務内容を、①ニーズ主導への転換による科学技術イノベーションの創出に向けて基礎研究から応用研究までを効率的に実施、②日本全体の研究基盤としてのソフトインフラの整備、の大きく2つに再編する。また、内部組織を大きくくり化・再編して効率化するとともに、組織横断的にニーズ主導・イノベーション志向を徹底するため、全体の統括機能を強化することで、ガバナンス体制を整備する。さらに、本法人と理化学研究所の実施している研究について、プロジェクトスタート時及びプロジェクトの進捗途中にそれぞれの研究テーマに重複・無駄がないか、あるとすればどちらの法人において実施することが望ましいかを調整する、理事クラスの合同コーディネーション会議（仮称）を設置し、定期的（年2回程度）に開催することとする、といった組織改革を実現する。また、本法人については、研究開発の資金配分機関としての性格を有しているが、資金配分実施機関については、事業仕分け等の議論を踏まえ、その在り方を抜本的に見直す必要があることから、その見直しの中で本法人の機能、役割及び在り方についても検討する。</p>	
② これに対する現時点での考え方	
<p>○閣議決定を受けて法人との調整を行いながら部内において、統合に向けた準備を開始した。しかし、広範かつ専門性の異なる様々な機能を内包する組織をどのようにガバナンスするかなど、困難な問題について成案を得る前に本年1月に閣議決定により凍結された。</p> <p>当該検討は、「類似性の高い業務については、同一の法人で実施する」（独立行政法人改革に関する分科会第2回会合資料より）という方針を所与の前提として行われ、結果として、閣議決定された統合法人は、巨大で幅広い専門分野とそれぞれの専門分野特有の異なった研究開発手法を同一の組織に内包することになり、このような巨大かつ多様な組織を適切にガバナンスすることを可能とするにはさらなる検討が必要である。また、並行して新たな研究開発法人制度の検討がされているが、当該制度に適合する組織のありようは明らかにされていない。このような状況においては、新研究開発法人制度の検討の進捗を見つつ改めて検討すべきものと考えている。</p> <p>○また、JSTに関する指摘については、法人の機能、役割及び在り方について検討を行い、次のとおり見直しを行った。</p> <p><b>【業務内容の再編】</b>  JSTは、第3期中期目標期間（平成24～28年度）において、従来の5つの業務を「科学技術イノベーション創出の推進」と「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」の2つに再編して業務を実施している。</p> <p><b>【内部組織の大きくくり化・再編】</b>  JSTは、平成24年度より、イノベーション企画調整部、研究推進部、研究プロジェクト推進部、研究領域総合運営部の4部を3部に再編し、事業を集約して効率化するとともに、新たに環境エネルギー研究開発推進部を設置して分野を把握、制度を効率的に運営することとした。</p> <p><b>【組織横断的な事業の実施体制の構築によるガバナンス体制の整備】</b>  JSTは、組織横断的な戦略を立案する部門（科学技術イノベーション企画推進室）や各プログラムディレクター間の連携体制を新たに構築し、これを中核とした各部門の事業実施、部門間の情報共有、研究開発成果のモニタリング等を行い、ガバナンス体制を強化している。</p> <p><b>【理化学研究所との合同コーディネーション会議の設置】</b>  JSTと理化学研究所で、理事クラスの合同コーディネーション会議を開催している。JSTと理化学研究所が予算要求する新規事業について、重複・無駄がないことを確認しつつ、事業を進めている。</p>	
（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	
（該当なし）	
② 対応状況	
（該当なし）	

No.	24	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

○新たな研究開発法人制度の検討が並行して行われているが、新たな研究開発法人が目的とするグローバルな競争環境の中で優位性を発揮するためには、科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月閣議決定）に示された制度創設や運用改善と、組織改革が相まって進められることが必要とされる。このため、文部科学省としては、新研究開発法人制度創設のための検討と並行して、我が国としての研究開発法人の組織のありようについて関係府省とも調整しつつ、一体となって検討を進めていきたいと考えている。

○なお、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月閣議決定）において決定された5法人統合については、新法人の組織・制度について検討を進めた結果、研究開発実施機関と研究開発の資金配分機関が同一組織内にあることによる利益相反、即ち内部ファンディングに係る論点については、更なる整理が必要と考えている。

No.	24	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

### 3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

「独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現する、という行政改革の基本理念を実現するために創設されたもの」とのことであるが、研究開発業務は、国際競争の中で世界的な成果が求められる創造的な業務であり、効率化を目的とする独立行政法人制度は馴染まない。したがって、文部科学省としては、新研究開発法人制度創設のための検討と並行して、我が国としての研究開発法人の組織のありようについて関係府省とも調整しつつ、一体となって検討を進めていきたいと考えている。

また、具体的な問題点としては、以下が挙げられる。

- ① 独立行政法人制度では一律的に各年度毎及び中期目標期間毎に業務実績評価を実施する必要があるが、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった研究開発の特性を踏まえた評価が重要である。研究開発成果の最大化により重きを置くことを目指す点において、「達成すべき成果」の目標設定やその達成度のみをもって評価することは研究開発の特性に合わず、イノベーションに向けた具体的な意義や価値、アウトカム、インパクトの大きさ等を測る必要がある。
- ② 独立行政法人は原則として一般競争入札によることとし、随意契約見直し計画の作成とその実行が義務付けられている。また、随意契約の限度額等の基準について、国と同等の基準に設定することが求められ、政府調達の対象機関として、政府調達に係る国の自主的措置も適用されている。これらは、研究開発の特性を考慮していない一律的な制限となっており、研究開発の特性に応じた運用を図る必要がある。
- ③ 中期目標期間をまたぐ予算の繰越承認に時間を要するため（通常3ヶ月程度）、研究開発の進捗に支障を来すおそれがあり運用の改善が必要である。また、研究開発の進捗に関わらず、中期目標期間をまたぐ契約が難しい。
- ④ 運営費交付金の算定式において、運営費交付金が自己収入の多寡により削減される構造となっており、法人の自己収入増大の意欲をそぎかねない。
- ⑤ 知的財産収入以外の経営努力認定について、基準・運用が厳しく認定がされにくい。